

伊万里市ブロック塀等除却費補助制度基準【R6年度】

1. 概要

ブロック塀等は、大地震が発生した場合に倒壊する恐れがあり、その際、通行人等に危害を与えるばかりでなく、消火、救出、避難等のための通行にも障害となることが懸念される。

このような事態を引き起こさないため、ブロック塀等を除却する方に対する補助金の交付を行う。

2. 補助の対象となるブロック塀等

避難路の閉鎖により避難・救急活動の妨げになる道路（私道を除く。）に接する、組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む）をいい、下記の要件に該当し、対象となるブロック塀等の全部（基礎の除却は任意）を除却する工事を対象とする。

（1）平成30年6月21日付け国住指第1130号で通知された、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」に基づき点検し、ひとつでも不適合と判断されたブロック塀等。 ※1 道路とは建築基準法第42条第1項及び第2項に規定する道路

ア. 道路の面からの高さが60cmを超えるもの。（門柱等を含む）

イ. 擁壁等の天端からの高さが60cmを超えるもの。

（2）そのまま放置すれば著しく保安上危険であり安全性が確認できないと判断されたもの。

3. 補助対象者

（1）ブロック塀等の所有者又は当該所有者に代わり経費を負担する親族等で、市長が所有者に準ずると認めるもの。（以下「所有者等」という。）

（2）ブロック塀等の所有者等が、伊万里市暴力団排除条例第2条第1項から第5項のいずれにも該当しないもの。

（3）ブロック塀等の所有者等は、前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないもの。

（4）ブロック塀等の所有者等に、市税等の滞納がないもの。

（5）ブロック塀等の除却に関する補助金の交付は、1回限りとする。

4. 補助対象エリア

伊万里市内全域

5. 補助対象経費

補助対象経費は、ブロック塀等の除却にかかる経費とする。

※仮設費・運搬費・撤去費等を含む

6. 補助交付額

次のうちいずれか少ないほうの額とする。ただし、補助対象経費については、10,000円/mに除却を行うブロック塀等の総延長（m）を乗じた額を限度とする。

- (1) 補助対象経費の2/3
- (2) 補助限度額の200,000円

7. 交付申請受付期間（予定）

令和6年4月1日から令和6年10月31日まで

（完了実績報告書を令和7年2月末までに提出出来るもの）

8. 別途添付書類

次のような場合は別途撤去工事実施の同意書の提出が必要となります。

- (1) 補助対象建築物が共有名義である場合。⇒共有者全員の同意
- (2) 補助対象建築物に所有権以外の権利（抵当権等）が設定されている場合。⇒当該権利者の同意
- (3) 占有者（借家人）がある場合。⇒占有者の同意
- (4) 補助対象建築物の所有者と土地所有者が異なる場合。⇒土地所有者の同意。

9. 注意事項

次のような場合は補助対象外となります。

- (1) ブロック塀撤去後、新たにブロック塀等が設置される場合。
※建築基準法施行令に基づき設置したブロック塀等を除く
- (2) 規定する道路内やそれに準ずる範囲内にブロック塀等が残存する場合。
※建築基準法施行令に基づき設置されたブロック塀等を除く

10. 問合せ先

伊万里市役所 建設農林水産部 都市政策課 住宅・空家対策係

〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1

電話 0955-23-2464

FAX 0955-22-4562